

一般財団法人 住総研 代表理事 殿

助 成 N O :

委 員 会 名 :

主 査 名 :

印

助成の「受給」及び「成果物」の取扱い等に関する誓約書

一般財団法人住総研（以下、住総研）の助成（以下、本助成）を受給することに関して、別紙の「助成 実施の手引き（2017年度/平成29年度）」に基づき、以下の事項を遵守する事を誓約いたします。但し、本誓約書に定めなき事項、若しくはその解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って住総研との協議を行い、その決定に従うものとします。

第一条 本助成の実施期間は、2017（平成29）年6月30日から2018（平成30）年10月31日までとする。

第二条 本助成の内容は、別途提出した「助成申請書」および、「助成受諾書」の内容に従うものとし、本助成以外に助成金を充当しない。

第三条 本助成の全部または一部を第三者に委託または請負をさせない。

第四条 当委員会主査は、本助成の成果物について、瑕疵のない著作権を保有することを保証する。また、第三者の著作権、肖像権、その他いかなる権利をも侵害しないこと、および本成果物に対して出版権、質権を設定しないことを保証する。万が一、本成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償等が生じた時は、当委員会主査の責任と負担によりこれを処理し、住総研には一切負担をかけないものとする。

第五条 第一条の実施期間終了時まで、別に定める書式に従い、本助成の「中間報告」及び「成果物」を提出する。また、住総研から必要に応じて、実施状況について報告書等の要求があった場合、速やかにこれらを提出する。

第六条 本助成が実施困難となった場合は、直ちに住総研に対して連絡をし、必要な手続きを行う。

第七条 次の(A)・(B)いずれの場合も、原則として、住総研が実施する次の各号(1)～(3)に記載された事項に従う。

(A)「当初の提出期限」または「延長が認められた場合、その提出期限」から、6ヶ月以上経過しても、成果物を提出しない場合。但し、最終期限は、当初の提出期限から2年を超えないものとする。

(B)理由の如何にかかわらず、「当初の提出期限から最長2年を超えて」成果物が提出されない場合。

(1)助成金の即時全額返還を請求する。

(2)当該主査は、当該事象以後、住総研の全ての助成対象から除外する。

(3)当該主査及び委員の所属機関等に、当該事象を書面で通知する。

第八条 第七条の他、次の各号のいずれかに該当する場合は、住総研の指示に従い本助成を中止し、助成金の全額をすみやかに返金する。

(1)「助成 実施の手引き（2017年度/平成29年度）」に対して、重大な違反があった場合。

(2)第二条若しくは、第三条に違反した場合。

(3)第五条に定める成果物等の提出・報告の義務を怠った場合。

(4)住総研が本助成の実施が不可能になったと判断した場合。

(5)住総研の名誉を著しく棄損したと判断された場合。

(6)助成の申請・実施・成果物において不正行為があると疑われる場合において、住総研の研究運営委員会の判断により調査等を実施した結果、不正行為等と判定された場合。

第九条 本助成により提出した成果物を『住総研 研究論文集・実践研究報告集』に掲載する等、住総研が第三者に対して、任意の方法で必要な範囲で公開・普及することに同意する。

第十条 当該成果物の発表にあたっては、住総研の助成を受けている旨のクレジットを明示し、加えて『住総研 研究論文集・実践研究報告集』発刊の2019(平成31)年3月31日以前に発表する場合は、事前に財団へ連絡する。

但し、当該助成の主査及び委員が、本成果物及びその研究・活動の一部を他機関等で発表することについては、それを妨げない。